

# 投資顧問契約締結時交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時に交付する書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

商号又は氏名 \_\_\_\_\_ 様

商号 フェアトレード株式会社  
所在地 本店  
〒142-0041  
東京都品川区戸越1-19-3  
戸越ポイント地下1階  
(電話番号: 03-6280-4563)  
登録番号 関東財務局長(金商)第2669号

## —契約にあたってのご注意—

### 1. 禁止行為

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係のある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
  - ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

### 2. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が金融商品取引法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

### 3. クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱い、次の通りです。

#### (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面(電磁的記録による場合を含む。以下同じ。)を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発送した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、投資顧問契約に基づく助言サービスの提供の有無に関わらず、報酬額は受けないものとし、報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお客様へ返金します。
- ④ 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

#### (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① クーリング・オフ期間経過後、お客様は、書面又は電磁的記録による意思表示で契約を解除することができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発送した日又はその電磁的記録媒体を発送した日を含む月の末日とします。
- ③ 契約の解除日の翌日以降分の報酬額を前払いされている場合は、その未経過月にかかる報酬総額(月割)を返金いたします。

### 4. 有価証券等に係わるリスク

投資顧問契約は、金融商品の価値等について助言するものですが、有価証券の価値等は日々変動しており、将来にわたる価値等を保証するものではなく、助言に基づいてお客様が行う金融商品取引により損失が生じるおそれがあり、投資元本が保証されているものではありません。

当社が行う助言に基づいてお客様が行う金融商品取引における主なリスクは次の通りです。

#### (1) 国内の上場株式に係る投資

- ① 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ② 上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ③ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

様(以下、「甲」という。))と、フェアトレード株式会社(以下、「乙」という。))とは、甲が乙に対価を支払って、乙から投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約(以下、「本契約」という。))を締結します。

(投資顧問契約の締結)

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾します。

(助言の内容及び方法)

第2条 乙は、甲と取り交わす投資顧問契約に基づき、国内株式に関する投資判断に関して助言を行います。助言は、別紙「会員区分」に従って行います。

◆本契約に基づき、乙が提供する投資助言サービスの会員区分は、次の通りです。

|                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/>            | 株ホームラン |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ロボアドくん |

2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次の通りです。

| 会員区分                                       | 分析者・投資判断者 | 助言者      |
|--|-----------|----------|
| <input type="checkbox"/> 株ホームラン            | 西村剛・田村祐一  | 西村剛・田村祐一 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ロボアドくん | 西村剛・田村祐一  | 西村剛・田村祐一 |

○乙への連絡方法及び苦情等申出先  
電話番号 03-6280-4950  
電子メール support@kabu-systemtrade.com

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約に関連して知り得た甲の財産状況並びにその他の個人情報については、秘密を厳守します。  
2 甲が、乙からの投資助言サービスの内容を第三者に漏らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有することを禁じます。

(報酬の額及び支払の時期)

第4条 本契約に基づき、甲が乙に支払う報酬の詳細は、別紙「会員区分」に従うものとし、契約当初は、以下の通りとします。

○報酬の額

クレジットカード決済の場合：2,980円(税込)

銀行振り込みの場合：8,940円(税込)

○報酬の支払時期 前払い(乙による助言サービス開始前にお支払いいただきます)

○報酬の支払方法 クレジットカード決済 又は 銀行振り込み(振込手数料は、甲が負担)

※乙の助言サービスの実施前にお支払が確認できない場合、乙の助言サービスを提供できない場合があります。

2 本契約の自動更新後の報酬については、別紙「会員区分」に従うものとし、

(運用の責任等)

第5条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言又は勧告は甲を拘束するものではありません。  
2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、乙の助言又は付随するソフトウェアの利用に際して甲に発生したソフトウェア又はハードウェアの不具合による損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとし、

(契約期間)

第6条 本契約に基づく契約期間は、別紙「会員区分」に従い、以下の通りとします。

本契約に基づく契約期間：

クレジットカード決済の場合：契約成立日から35日間(自動更新あり)

銀行振り込みの場合：契約成立日から105日間(自動更新あり)

※契約成立日までに、本契約に基づく報酬の支払(決済)が乙にて確認できない場合、契約期間がずれ込む場合があります。

※お客様(甲)ごとの契約期間(日付)は、マイページにてご確認ください。

2 本契約の自動更新後の契約期間については、別紙「会員区分」に従うものとし、

(反社会的勢力等の排除)

第7条 甲は、乙に対し、甲が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)

(2) 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 乙は、甲が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができます。

(1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき

(2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき

(3) 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、甲は、乙に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならないものとし、また、甲は、解除による損害について、乙に対し何らの請求もすることができないものとし、

(契約書の事項の変更)

第8条 本契約書に記載した事項を変更する必要がある時は、甲乙協議のうえ投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとします。

(契約外事項の協議)

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約に定めた事項に関して疑義が生じた時は、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第10条 本契約に関するトラブルが発生した場合、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### <会員区分>

当社(乙)は、お客様(甲)との投資顧問契約に基づき、国内の上場株式に関する投資判断に関して助言を行います。助言は、以下の会員区分に従って行います。

#### <基本サービス>

基本サービスでは、お客様(甲)の有価証券による運用資産額に関わらず、推奨銘柄・取引の助言サービスを提供します。(常時募集)

| 会員区分   | サービス内容   | 月額報酬額<br>(税込)(※) | 契約期間                               |
|--------|--|------------------|------------------------------------|
| 株ホームラン | 当社(乙)制作の「システムトレードの達人」をプラットフォームとして開発した独自の売買ルールに基づく推奨銘柄の選択、又は企業の収益力、資産価値などから算出される投資価値に比べ、株価が割安であると判断される推奨銘柄の選択を行います。月4回以上の頻度にて、メール又はお客様(甲)ごとのマイページ上での閲覧の方法により、投資助言(推奨銘柄、売買の別、時期についての助言)を提供します。 | 2,980円           | 35日<br>又は<br>105日<br>(※)<br>(自動更新) |
| ロボアドくん | 当社制作の「システムトレードの達人」をプラットフォームとして過去の株価データや投資ロジックをもとに検証した売買ルールに合致した推奨銘柄を助言します。推奨銘柄の数は限定せず、月1回以上の頻度にて、メール又は会員ごとのマイページ上での閲覧の方法により、投資助言(推奨銘柄、売買の別、時期についての助言)を提供します。                                 | 2,980円           | 35日<br>又は<br>105日<br>(※)<br>(自動更新) |

※) 基本サービスでは、契約期間(35日)を1ヶ月単位のカウントとし、この契約期間(35日)は、土日祝日を含む「暦日数」でのカウントとします。

※) 契約期間は、報酬の支払い方法によって、以下の通り異なるものとします。

1) クレジットカード決済の場合・・・1ヶ月(35日)

2) 銀行振り込みの場合・・・3ヶ月(105日)

契約期間満了の5営業日前迄に、更新しない旨の意思表示(書面、マイページからの退会申請、電子メールいずれかの方法による)をしない限り、現在の契約内容と同一条件にて自動的に更新され、その後も同様とします。

※) 報酬の支払時期は、報酬の支払方法によって、以下の通り異なるものとします。

1) クレジットカードの場合・・・

申込時に契約期間分(1ヶ月分)の報酬総額をクレジットカード決済にてお支払いいただきます(前払い)。自動更新の場合、申込又は更新後35日(暦日数)後に、お客様(甲)が登録したクレジットカードによる月額報酬額の自動決済が行われます。クレジットカード決済ができなかった場合、お客様(甲)自ら5日(暦日数)以内に再決済処理を行うものとし、再決済が行われない場合は、退会扱いとなります。

2) 銀行振り込みの場合・・・

申込時に契約期間分(3ヶ月分)の報酬総額を銀行振り込みにてお支払いいただきます(前払い)。自動更新の場合、契約期間が満了する末日までに、次の契約期間分(3ヶ月分)をお支払いいただき、更新後も同様とします。なお、銀行振り込み時の振込手数料は、お客様(甲)負担とします。契約期間末日までに、次の契約期間分(3ヶ月分)の入金確認ができなかった場合、退会扱いとなります。